

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 宮城県仙台市青葉区二日町2番27号

氏名 仙台環境開発株式会社
代表取締役 渡邊 晋二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

宇都宮市長 佐藤 栄



許可の年月日 平成22年2月8日

許可の有効年月日 平成27年2月7日

1. 事業の範囲

(1) 営業の種別

収集・運搬（積替え・保管を除く。）

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

ア：燃え殻 イ：汚泥 ウ：廃油 エ：廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。） オ：紙くず カ：木くず キ：繊維くず ク：ゴムくず ケ：金属くず コ：ガラスくず，コンクリートくず（工作物の新築，改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。） サ：鋳さい シ：がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。） ス：ばいじん セ：政令第2条第13号に掲げるもの 以上14種類

※石綿含有産業廃棄物に関する表示は平成18年10月1日以降の許可から適用。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類，積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

新規許可 平成12年2月8日

変更許可 平成15年8月4日取り扱う産業廃棄物の種類ア，イ，サ，ス及びセの追加

変更届 平成16年9月9日代表者の変更による届出により書換え交付

更新許可 平成17年2月8日

更新許可 平成22年2月8日

5. 許可の申請がされた日における規則第9条の2第3項に掲げる基準への適合性

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

無

取扱窓口

廃棄物対策課

教示

この処分に対し不服がある場合は，この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に栃木県知事に対して審査請求することができる。